



告 示 書

富高連監告示第 1 号

地方自治法第 199 条の第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 29 日付けで
監査を実施した下記の件につきまして、別紙のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 29 日

富山県後期高齢者医療広域連合
代表監査委員 高長 清則



1. 監 査 対 象 平成 27 年度 富山県後期高齢者医療広域連合における
情報セキュリティ対策状況について
2. 監査実施日 平成 29 年 3 月 29 日
3. 監査の結果 別紙 意見書のとおり

※本告示書は富山県後期高齢者医療広域連合ウェブサイトにおいても公開して
おります (URL <http://www.toyama-iryuu.jp/>)。

平成 27 年度
情報セキュリティ対策状況に係る
監査意見書

富山県後期高齢者医療広域連合

富高連監第17号

平成29年3月29日

富山県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 高橋 正樹 様

富山県後期高齢者医療広域連合

監査委員

高長清剛 

監査委員

山下 勇 

平成27年度 富山県後期高齢者医療広域連合における情報セキュリティ
対策状況に係る監査意見書の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により監査に付された、平成27年度 富山
県後期高齢者医療広域連合における情報セキュリティ対策状況について、次の
とおり意見書を提出します。

平成 27 年度 富山県後期高齢者医療広域連合における
情報セキュリティ対策状況に係る監査意見書

1 監査の期日

平成 29 年 3 月 29 日

2 監査の方法

本監査は、広域連合長から提出された、情報セキュリティ対策診断結果及び貴広域連合個人情報保護審査会からの意見の両資料に基づき、貴広域連合の事務における情報セキュリティ対策が、適切に実施されているか否かを確認するとともに、対策に不備が認められた場合は、これを次年度までを目標に改善するよう求めた。

3 監査の結果及び意見

本監査に付された情報セキュリティ対策診断結果及び貴広域連合個人情報保護審査会の意見については、前者は、独立行政法人情報処理推進機構が開発したツールによって得られたものであり、後者は、専門家による審査を経た結果提出された意見であるため、いずれも信頼性の高いものである。

これにより、両資料の内容を鑑みるに、貴広域連合の普段の業務事務においては、本監査の結果、情報セキュリティ対策が適切に講じられていることを認めた。

ただし、非常時における情報システムの可用性の維持について、貴広域連合個人情報保護審査会の意見でも指摘されているように、現状の対策では十分であるとは言い難いため、より高いサービスレベルを確保するよう、適切な対応を図られたい。

平成 20 年 4 月に開始された後期高齢者医療制度は、高齢者の医療及び健康保持増進を担う重要な制度として国民生活に定着している。

しかし、平成 28 年 1 月より開始された、いわゆるマイナンバー制度により、被保険者の目は、当該制度だけでなく、それを運用・維持するための情報システム、引いては情報セキュリティ対策の状況にも向けられると考えられる。

加えて、情報セキュリティ対策を取り巻く環境については、技術革新に伴う変化の速度が速いため、貴広域連合においては、常にその動向を注視して情報収集に努め、適切な対応を図られたい。

貴広域連合においては、後期高齢者医療制度の運営主体として、被保険者の方が安心して医療を受けられるよう、県や市町村等の関係各機関と連携を図りながら、適正な制度運営のための効果的な情報セキュリティ対策に一層努められたい。